

記入例

相続人代表者指定届 兼 現所有（代表）者届

令和 〇 年 〇 月 〇 日

（あて先）大阪狭山市長

届出人 氏名 狭山 花子

被相続人に係る市税の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者として、次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

また、固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、大阪狭山市市税条例第36条の5に規定により、地方税法第384条の3に規定する現所有者を次のとおり申告します。

（固定資産の所有者） 被相続人	ふりがな氏名	さやま たろう 狭山 太郎		
	住所	大阪狭山市狭山〇丁目〇〇〇〇番地〇〇		
	死亡年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日		
（現所有者代表者） 相続人代表者	ふりがな氏名	さやま はなこ 狭山 花子	生年月日	昭和 〇 年 〇 月 〇 日
	住所	☒ 被相続人と同じ (電話: 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)		
	個人番号（大阪狭山市在住の方は不要です）			
	被相続人との続柄	配偶者・子・その他（ ）		
相続登記の状況		完了済・ <u>予定あり</u> （令和 〇 年 〇 月ごろ）		

※添付書類については裏面をご参照ください。

※代表者以外に相続人・現所有者がいる場合は、その全員を裏面に記入してください。

※この届出は、相続登記が完了するまでの間、被相続人に係る市税に関する書類等の送付先を確認するためのものであり、実際の相続に影響するものではなく、相続登記や相続税に関する手続きとは一切関係ありません。
相続登記については所管の法務局に、相続税については所管の税務署にお問い合わせください。

職員記入欄

税目	口座	送付先入力	納付書出力	備考
☐ 市・府民税	有・無	/	/	
☐ 軽自動車税	有・無	/	/	
☐ 固定資産税	有・無	/	/	☐ 未登記家屋有 ☐ 名義変更済

代表者以外の相続人兼現所有者

ふりがな 氏 名	さやま いちろう 狭山 一郎	生年月日	昭和 〇 年 〇 月 〇 日
住 所	☐ 被相続人と同じ 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号		
被相続人 との続柄	配偶者 ・ 子 ・ その他 ()		
ふりがな 氏 名	さやま じろう 狭山 次郎	生年月日	昭和 〇 年 〇 月 〇 日
住 所	☐ 被相続人と同じ 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号		
被相続人 との続柄	配偶者 ・ 子 ・ その他 ()		
ふりがな 氏 名	さやま さぶろう 狭山 三郎	生年月日	平成 〇 年 〇 月 〇 日
住 所	☐ 被相続人と同じ 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号		
被相続人 との続柄	配偶者 ・ 子 ・ その他 (孫)		
ふりがな 氏 名	さやま しろう 狭山 四郎	生年月日	平成 〇 年 〇 月 〇 日
住 所	☐ 被相続人と同じ 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号		
被相続人 との続柄	配偶者 ・ 子 ・ その他 (孫)		
ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	☐ 被相続人と同じ		
被相続人 との続柄	配偶者 ・ 子 ・ その他 ()		

※提出時に以下の書類を添付してください。

- ① 代表者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）の写し
※顔写真入りの書類でない場合は2種類以上の書類の写しが必要です。
- ② 相続人または現所有者であることがわかる書類の写し（下記のいずれか）
・・・被相続人の出生から死亡までの戸籍（除籍）謄本と各相続人の相続関係を示す戸籍（除籍）謄本、
法定相続情報一覧図（法務局発行のもの）、遺産分割協議書、公正証書遺言など

※相続権を放棄している場合は、「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述受理証明書」の写しを提出してください。その場合、この届出書の提出は不要です。